

第 6 次

川口市一般廃棄物処理基本計画

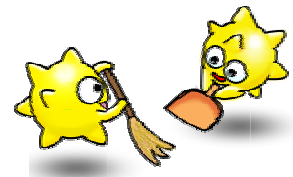
【概要版】



リデュース

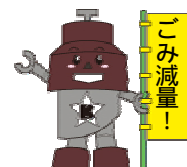
リユース

リサイクル



平成 25 年 3 月

川 口 市



目 次

Page

基本的事項

1．計画改訂の目的	1
2．計画の位置付け	1
3．計画目標年度	1

ごみ処理編

1．ごみ処理の現状	2
2．ごみ処理の課題	3
3．基本理念と基本方針	4
4．達成目標	5
5．目標達成に向けた取り組み	6

生活排水処理編

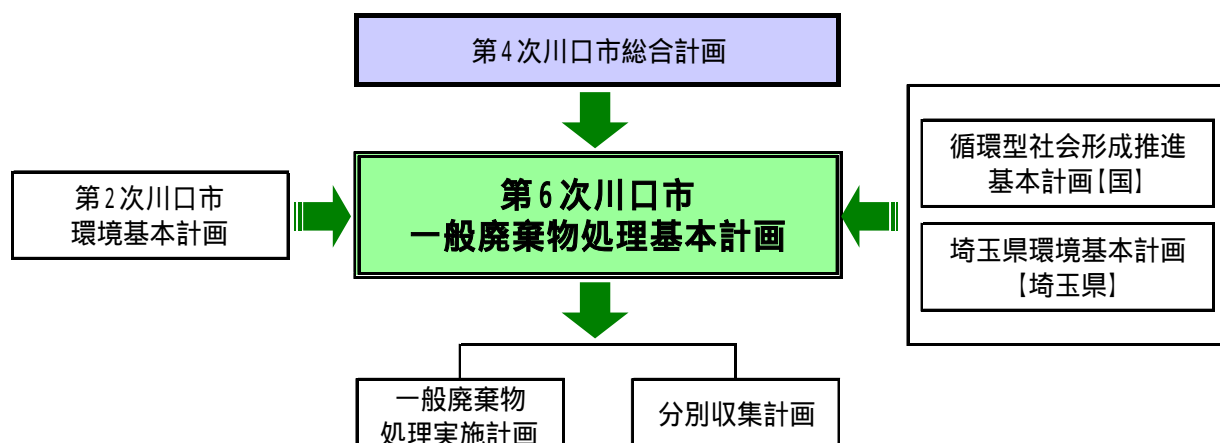
1．生活排水処理の現状	7
2．生活排水処理の課題	7
3．基本理念と基本方針	8
4．達成目標	8
5．生活排水処理基本計画	8

基本的事項

1. 計画改訂の目的

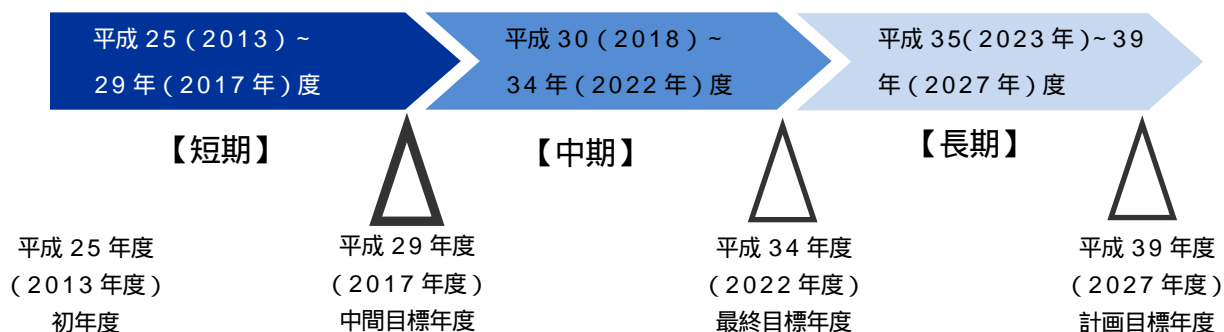
「川口市一般廃棄物処理基本計画」の「ごみ処理編」は、平成19年（2007年）3月に改訂してから6年が、「生活排水処理編」は、平成22年（2010年）12月に改訂してから3年が経過しました。この間川口市と旧鳩ヶ谷は平成23年（2011年）10月11日に合併し、新しい「川口市」となりました。このような廃棄物処理を取り巻く様々な状況の変化に対応し、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の発生抑制、再資源化、適正処理を実現する施策をさらに推進するために計画の改訂を行いました。

2. 計画の位置付け



3. 計画目標年度

計画対象期間は、平成25年（2013年）度から平成39年（2027年）度とし、この15カ年の計画期間を5カ年ごとに、短期・中期・長期に区分します。



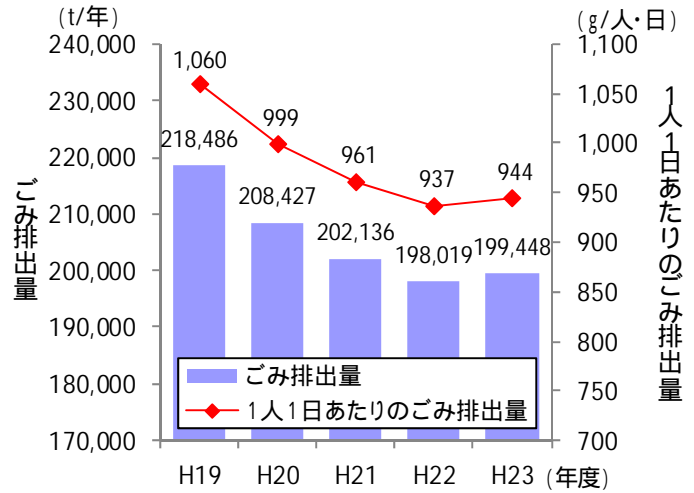
ごみ処理編

1. ごみ処理の現状

ごみ排出量の実績

ごみ排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ）および1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向です。

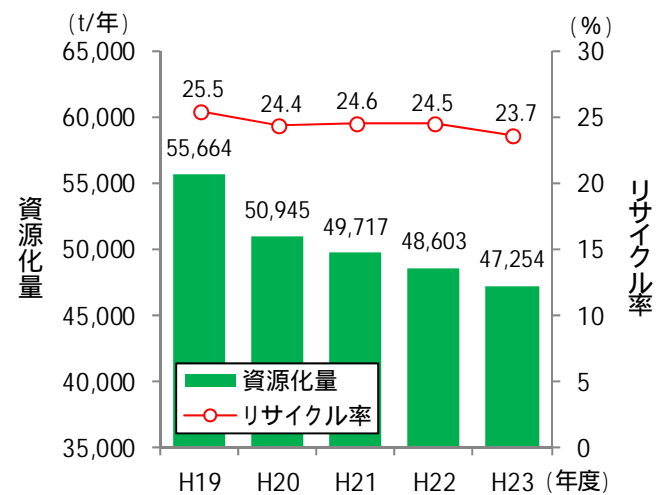
本市の平成22年(2010年)度の1人1日あたりのごみ排出量937g/人・日は、全国平均値976g/人・日を下回っていますが、県平均929g/人・日を上回っています。



資源化の実績

資源化量およびリサイクル率は減少傾向です。

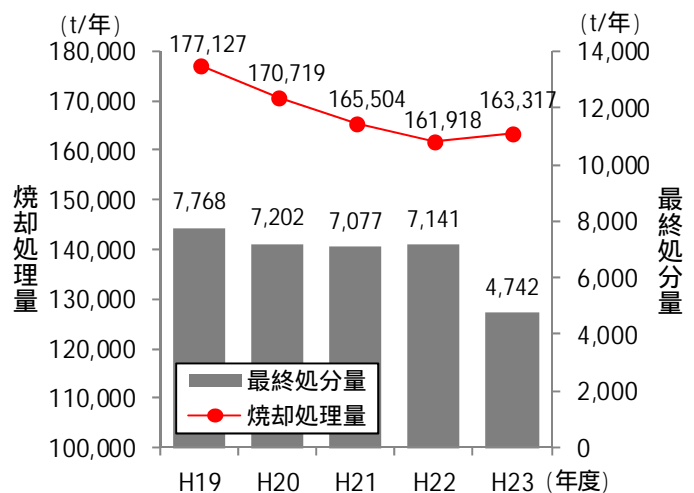
本市の平成22年(2010年)度のリサイクル率23.7%は、全国平均20.8%、県平均24.2%を上回っています。



ごみ処理の実績

焼却処理量および最終処分量は減少傾向です。

平成23年(2011年)度の最終処分量については、戸塚環境センターの大規模改修工事のため焼却処理の一部を他市等へ委託したこと、および本市が焼却飛灰等を搬出している最終処分場に他県の自治体が国の基準値を超える放射性物質を含む焼却灰を搬入した影響で受け入れが停止され、焼却飛灰等を場内で保管していたことなどにより、大幅な減少となっています。



2. ごみ処理の課題

課題1 ごみの排出抑制

ごみ排出量および原単位はいずれも減少傾向で推移していますが、現状にとどまることなく、ごみの発生抑制・減量化に係る取り組みを継続、拡充し、市民・事業者の排出抑制、再資源化を喚起していく必要があります。

課題2 ごみの再資源化

リサイクル率は、国や県の平均を上回っていますが、改訂前の計画における目標（平成23年（2011年）度に30.5%）を達成しておらず、今後もさらなるリサイクルを進め、貴重な資源の有効活用を図る必要があります。

課題3 分別の徹底

家庭や事業所から排出されるごみの中には、古紙類やプラスチック製容器包装類などリサイクル可能な資源物が混入しているため、資源物の分別徹底を推進する必要があります。

課題4 事業系ごみ対策

本市のごみの約25%を占める事業系ごみに対する発生抑制・減量化の取り組みを推進し、更なる削減を図る必要があります。

課題5 安全で安定した適正処理

朝日環境センターでは、戸塚環境センターで発生する焼却主灰も併せて熔融スラグ化していますが、設備の経年劣化に伴い、これまで通り熔融スラグ化することが困難となることも考えられるため、焼却主灰の新たな再資源化の手法を検討する必要があります。

課題6 処分量の削減

本市には最終処分場が無いため、焼却主灰および焼却飛灰等の埋め立て処分は市外の県営および民間の最終処分場で行っており、ごみの減量化、再資源化を推進し、最終処分量を削減する必要があります。

課題7 処理経費の削減

1人あたりのごみ処理経費は約12,800円で、類似団体の平均値約10,600円を上回っており、ごみ処理経費の削減に努める必要があります。

3. 基本理念と基本方針

基本理念

郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市

基本方針

基本理念を実現するため、ごみ処理の課題を踏まえて、3つの基本方針を掲げます。
また、これらを推進するため、計画的な収集運搬体制の確保や一般廃棄物処理施設の整備を実施します。

方針1 市民・事業者・行政の三者の協働により、発生源で廃棄物の排出を抑制

市民：環境に配慮した生活様式の工夫と改善を行います。

事業者：自己処理の原則や排出者責任の自覚を持った事業活動を行います。

市：市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施します。

方針2 再使用、再生利用、熱回収の順に、循環的な利用

市民：環境にやさしい消費活動による資源の循環活用を行います。

事業者：事業活動に伴って生じた廃棄物の再使用・再生利用に努めます。

市：市民・事業者がリユース、リサイクルに取り組みやすい環境を作ると共に、排出された廃棄物のさらなる再生利用についての調査・研究を行います。

方針3 廃棄物の環境への負荷の低減される方法による適正な処理

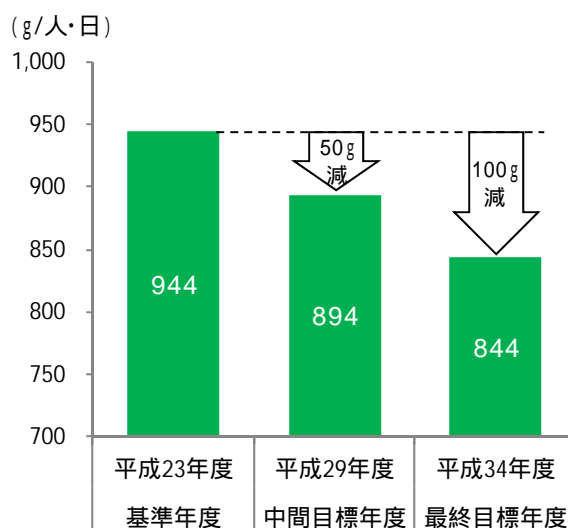
ごみの収集運搬、中間処理、最終処分という過程で、環境への負荷の低減と資源・エネルギーの効率的な回収に努め、環境に配慮したごみ処理システムを築きます。

また、計画的な収集運搬体制の確保や一般廃棄物処理施設の整備を行い、安全で適正な処理体制の整備に努めます。

4. 達成目標

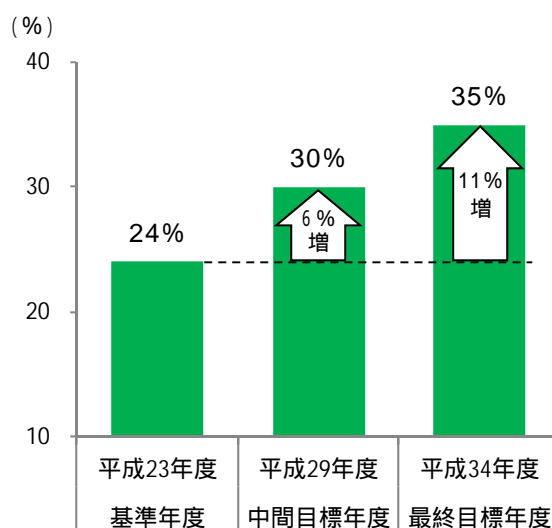
1人1日あたりのごみ排出量の目標

中間目標	
平成29年度	894g/人・日以下
最終目標	
平成34年度	844g/人・日以下



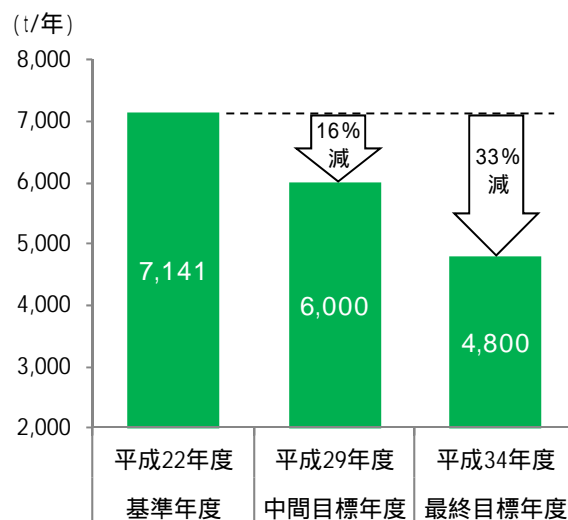
リサイクル率の目標

中間目標	
平成29年度	30%以上
最終目標	
平成34年度	35%以上



最終処分量の目標

中間目標	
平成29年度	6,000t以下
最終目標	
平成34年度	4,800t以下



平成23年(2011年)度の最終処分量は、戸塚環境センターの大規模改修工事のため焼却処理の一部を他市等へ委託したこと、および本市が焼却飛灰等を搬出している最終処分場に他県の自治体が国の基準値を超える放射性物質を含む焼却灰を搬入した影響で受け入れが停止されたことに伴い、焼却飛灰等を場内で保管していたことなどにより、例年よりも大幅に減少しました。このため、最終処分量の目標は、基準年度を平成22年度としています。

5 . 目標達成に向けた取り組み

3 Rの一層の推進

リデュース（発生抑制）の推進

- 取組 1 ごみ減量化手法の検討
- 取組 2 レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みの推進
- 取組 3 グリーンコンシューマーの育成
- 取組 4 生ごみの発生抑制と排出抑制、「ひとしぼり」で水分削減
- 取組 5 事業者に対する働きかけとエコリサイクル推進事業所制度の推進
- 取組 6 事業者に対する排出指導の強化
- 取組 7 事業系一般廃棄物処理手数料改定の検討
- 取組 8 家庭ごみ有料化の検討
- 取組 9 処理困難物の手数料の設定

リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）の推進

- 取組 10 フリーマーケットやリサイクルショップによるリユースの推進
- 取組 11 集団資源回収の促進
- 取組 12 分別の徹底によるリサイクル率の向上
- 取組 13 グリーン購入の推進
- 取組 14 溶融スラグおよび焼却主灰・焼却飛灰の有効利用の推進
- 取組 15 施設内での資源回収の実施
- 取組 16 レアメタルリサイクル等への対応
- 取組 17 木質系廃棄物および廃食用油のリサイクルの推進

適正処理の一層の推進

収集運搬体制の整備・充実

- 取組 18 収集車両による環境負荷の低減
- 取組 19 収集事務所の検討
- 取組 20 家庭ごみ収集運搬システムの検討

一般廃棄物処理施設の整備・充実

- 取組 21 安全で安定した適正処理を行う

最終処分場の確保

- 取組 22 最終処分場の確保

その他の施策等

意識啓発・まち美化の推進

- 取組 23 積極的な啓発活動と情報提供
- 取組 24 不法投棄・散乱防止対策の実施
- 取組 25 路上喫煙防止対策の実施

災害発生時の処理・処分

- 取組 26 災害発生時の処理・処分

生活排水処理編

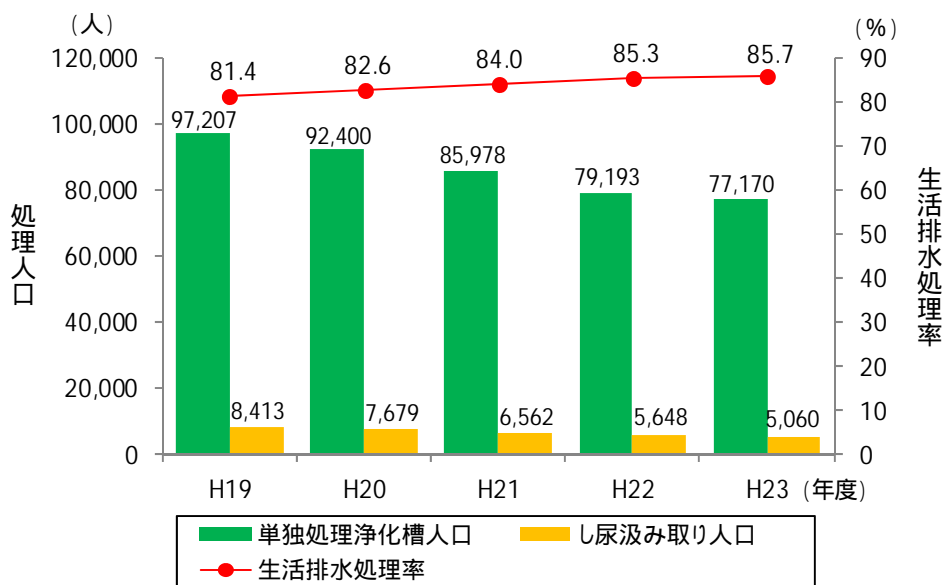
1. 生活排水処理の現状

本市では、下水道および合併浄化槽の普及により、単独処理浄化槽人口およびし尿汲み取り人口が減少しています。

また、これに伴い生活排水処理率（公共下水道、合併処理浄化槽により処理される人口の比率）は増加傾向で推移しています。

本市の平成 22 年(2010 年)度の生活排水処理率は 85.3%となっており、全国平均 81.1%、県平均 84.4%を上回っています。

し尿および浄化槽汚泥は、委託業者および許可業者が収集し、鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設で処理を行っています。



2. 生活排水処理の課題

課題 1 下水道事業の推進

下水道は、住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全するための根幹的な施設です。

川口市における下水道は、平成 24 年(2012 年)3 月末で処理人口普及率 84.6%となっています。今後も下水道の整備を推進するとともに、下水道整備区域内で下水道に未接続の世帯に対して接続の協力を求める必要があります。

課題 2 合併処理浄化槽設置の推進

単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を利用している世帯からは、生活雑排水が未処理のまま河川などの公共用水域に放流され、水質汚濁の原因となっています。

このため、これらの世帯について、下水道が整備されている地域では下水道への接続を、また、下水道未整備地域では合併処理浄化槽の設置を、促進する必要があります。

3. 基本理念と基本方針

基本理念

郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市

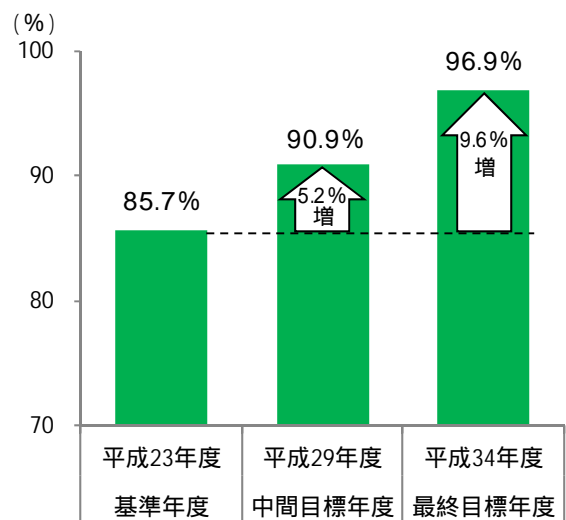
基本方針

- ・ 公共下水道の整備推進
- ・ 合併処理浄化槽の設置・転換の促進
- ・ し尿と浄化槽汚泥の効率的で安定した収集運搬と中間処理の推進

4. 達成目標

生活排水処理率の目標

中間目標	
平成29年度	90.9%以上
最終目標	
平成34年度	96.9%以上



5. 生活排水処理基本計画

生活排水処理の根幹施設である公共下水道の整備を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じて合併処理浄化槽の設置・転換を促進します。

公共下水道が普及するまでの間は、し尿と浄化槽汚泥の発生が見込まれますが、発生量の減少とともに、収集対象となる世帯数の減少と点在化等が考えられるため、効率的で安定した収集運搬体制のあり方について検討を進めます。

収集運搬されたし尿および浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設で今後も継続して適正処理します。

河川、湖沼などの公共用水域の汚濁の主な原因は、生活雑排水であるという意識の醸成と、水質浄化に対する啓発を図ります。

公共用水域の水質保全の重要性を市民および事業者に周知するため、積極的な普及啓発活動を実施します。

3 R 推進のための市民・事業者・行政の役割



リデュース [発生抑制]

廃棄物の発生自体を減らすことで、リユース、リサイクルに優先されます。

リユース [再使用]

いったん使用された製品や部品、容器等をそのまま再使用することです。

リサイクル [再生利用]

廃棄物等を原料として再利用することです。



きらり川口 エコ・シティ

第6次川口市一般廃棄物処理基本計画

概要版

◆-----◆
発行年月：平成25年3月

編集・発行：川口市 環境部 廃棄物対策課

〒332-0001 川口市朝日4-21-33

TEL：048-228-5370

〔再生紙を使用しています〕